

水ぼうそう（水痘）予防接種を受けましょう

平成26年10月1日より、水ぼうそう(水痘)予防接種が、定期予防接種となりました。

対象者：1歳から3歳に至るまで（3歳となる日の前日まで）の間にある児

※沖縄市に住民登録をしている方

▶ これまでに水ぼうそう（水痘）にかかったことがある方は、接種の対象外となります。

接種回数：2回

<接種間隔>

1回目

※標準的な接種期間は、1歳～1歳3カ月の間

3ヵ月以上の
間隔をおく

※標準的には、1回目の接種後、6ヵ月～1年までの間隔をおく

2回目

3歳の誕生日前日まで対象

※標準的な接種期間・間隔とは、病気にかかりやすい年齢や、免疫のつけやすい間隔を考慮して定められたものです。標準的な接種期間・間隔を過ぎてても、対象者であれば、無料(公費)で接種を受けることができます。

水痘ワクチンの1回の接種により重症の水痘をほぼ100%予防でき、2回の接種により軽症の水痘も含めてその発症を予防できると考えられています。



●水ぼうそう(水痘)について

水痘帯状疱疹ウイルス（VZV）の初感染により引き起こされる感染力の強い病気で、空気感染、飛沫感染、接触感染で広がります。発熱、強いかゆみを伴う発疹・水疱が主な症状です。

2週間程度の潜伏期の後、全身に不ぞろいの大きさの紅斑（赤み）ができ、そのあと水疱になり、かさぶたになって治っていきます。熱が出ない場合もあれば、40℃を超えることもあり、その際に熱性けいれんをおこすこともあります。

合併症としては、かゆみで発疹をひっかくことによる細菌感染症や、肺炎、気管支炎、脳炎、肝炎などがあります。急性白血病、悪性腫瘍、細胞性免疫不全などの病気の治療をしている方や免疫抑制剤を使用中の方がかかると、重症化しやすく、死亡することもあります。

VZVは、水ぼうそうが治った後も脊髄後根神経節に生涯潜伏感染し、加齢、免疫抑制その他の原因により、免疫が低下した場合にウイルスが再活性化し、神経支配領域の皮膚に帯状疱疹を発症することがあります。

また、妊娠20週までの妊婦が水ぼうそうにかかった場合、お腹の赤ちゃんが先天性水痘症候群（低出生体重、四肢低形成、皮膚癒痕、局所的な筋萎縮、脳炎、脈絡網膜炎、小頭症など）として生まれる可能性があります。

●水ぼうそう(水痘)ワクチンの副反応

注射部位の赤み・はれ・しこり、発疹、じんましん、かゆみ、発熱、水疱性発疹などがあらわれることがありますが、これらは通常、数日以内に自然に治まります。

重い副反応として、非常にまれですが、アナフィラキシー様症状、血小板減少性紫斑病の報告があります。その他、接種後に帯状疱疹たいじょうほうしんがみられることがありますが、水ぼうそうに自然感染した場合と比べて同じ、または低い発生率であるといわれています。

接種後、高熱や接種部位のひどい腫れ、アレルギー、けいれんなどの症状がみられた場合は、速やかに接種した病院等で医師の診察を受け、こども相談・健康課までご連絡ください。

○予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種後に起きた健康被害が、予防接種によるものと国で認定された場合には、予防接種法に基づく補償（医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料）を受けることができます。

沖縄市役所 こども相談・健康課 予防係 TEL 939-1212 (内線 2232・2233)

※この説明書の情報は平成31年3月現在のものです。